

○ かみいち総合病院の運営に関する規則（令和 7 年上市町規則第 19 号）・抜粋

第 5 章 健診センターの運営

（体制）

第 34 条 健診センターは、次に掲げる職種の職員により運営する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 保健師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 診療放射線技師
- (6) 事務

2 前項第 1 号に掲げる職種の職員のうち診察業務に従事するものは、院長が定める当番表に基づき、当該診察業務に従事するものとする。

（業務）

第 35 条 健診センターで勤務する職員は、別に定めるもののほか、次に掲げる健康診断等（以下これらを「健康診断等」という。）その他これらに関し必要な業務を実施する。

- (1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項及び第 2 項に掲げる健康診断のうち、次に掲げるもの
 - ア 雇入時の健康診断（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条に定める健康診断をいう。）
 - イ 定期健康診断（労働安全衛生規則第 44 条に定める健康診断及び同規則第 45 条に定める特定業務従事者の健康診断をいう。）
 - ウ 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条に定める健康診断（実施が可能と健診センター長が認める有機溶剤に係るものに限る。）
 - エ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条第 1 項又は第 2 項に定める健康診断（実施が可能と健診センター長が認める特定化学物質に係るものに限る。）
- (2) 生活習慣病予防健診（全国健康保険協会が定める一般健診又は節目健診に相当する健康診断をいう。）
- (3) 人間ドック（病気の早期発見及び予防を目的とした総合的な健康診断をいう。）
- (4) 脳ドック（脳疾患の早期発見及びリスク評価を目的とした健康診断をいう。）
- (5) 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に定める特定健康診査であって、保険者からその実施につき委託を受けたものをいう。）
- (6) 特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条に定める特定保健指導

であって、保険者からその実施につき委託を受けたものをいう。)

(7) がん検診等（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に基づき市町村が実施するがん検診等であって、市町村からその実施につき委託を受けたものをいう。)

(8) 骨密度検査（二重エネルギー X 線吸収測定法により、前腕骨又は腰椎及び大腿骨の骨密度を測定する検査を行うものに限る。)

(9) その他健診センター長が必要と認める健康診断又は検査

2 前項第 3 号及び第 4 号に掲げる健康診断の検査項目は、別表第 1 に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、健診センター長は、健康診断等の実施につき必要があると認められるときは、健康診断等の検査項目に必要な検査項目を追加し、又は健康診断等の検査項目を別の検査項目に代えることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる健康診断等の検査項目に追加することができる検査項目（以下「オプション項目」という。）は、別表第 2 に定める。

（受付時間及び実施時間）

第 36 条 健康診断等の受付時間及び実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 受付時間 午前 8 時から午後 4 時までの間で健診センター長が指定する時間

(2) 実施時間 午前 8 時から午後 4 時 45 分までの間で健診センター長が指定する時間

2 健診センター長は、健康診断等を円滑に実施するため、各受診者における健康診断等の受付時間及び実施時間を調整することができる。

（健診料金）

第 37 条 健康診断等及びオプション項目の料金（以下「健診料金」という。）は、かみいち総合病院使用料及び手数料に関する条例施行規則（令和元年上市町規則第 47 号）別表に定めるとおりとする。

（検査項目及び健診料金の明示）

第 38 条 健診センター長は、病院のホームページへの掲載その他適当な方法により、健康診断等（第 35 条第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる健康診断等を除く。）の検査項目及びオプション項目並びにこれらの健診料金を外部に明示しなければならない。

（受診の予約）

第 39 条 健康診断等を受診しようとする者（次項又は第 3 項の規定により予約を受ける者を除く。）は、電話、直接来院その他健診センター長が認める方法により、あらかじめその受診の予約を申し込まなければならない。この場合において、電話又は直接来院による申込みについては、健診センターの業務に支障がない場合を除き、休診日以外の日の午後 1 時から午後 4 時までの間に健診センターで受け付けるものとす

る。

- 2 健康診断等をその従業員等に受診させようとする使用者は、当該従業員等の受診日等を本人との協議によりとりまとめた上で、あらかじめそれらの受診の予約を申し込むことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、全国健康保険協会からの助成を受けて健康診断等をその従業員等に受診させようとする使用者は、原則として、当該従業員等の受診日等を本人との協議によりとりまとめた上で、あらかじめそれらの受診の予約を申し込むものとする。
- 4 前2項の規定による申込みは、必要な事項を記載した書類をファックスその他健診センター長が認める方法により健診センターに提出して行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定による予約の申込みの際は、次に掲げる事項を連絡しなければならない。

(1) 受診者の受診希望日及びオプション項目

(2) 受診者以外の者が健診料金の全部又は一部を負担する場合は、次に掲げる事項のうち該当するもの

ア 保険者の名称

イ 受診券の利用の有無

ウ 使用者の名称又は氏名及び住所

(3) 前項の規定による申込みの場合は、次に掲げる事項

ア 使用者の名称又は氏名及び住所

イ 使用者の連絡先

ウ 事務担当者の氏名

エ 健康診断等の案内及び結果の送付先

オ 請求書の送付先

カ 健診料金の負担方法（健診センター長が定める方法に限る。）

キ 健診結果一覧表の送付希望の有無

(4) その他健診センター長が必要と認める事項

（予約日の調整）

第40条 健診センターで勤務する職員（予約の受付を担当する職員に限る。以下「受付職員」という。）は、前条第1項から第3項までのいずれかの規定により予約の申込みがあった場合において、その受診希望日が病院の運営に支障があると認めるときは、その申込みをした者と協議の上、これを調整することができる。

（予約日の変更）

第40条の2 健康診断等の受診の予約をした者は、予約日を変更しようとするときは、その予約日の前日までに、その旨を申し出なければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定により予約日を変更する場合において準用する。

(予約のキャンセル)

第 40 条の 3 健康診断等の受診の予約をした者は、受診者が予約日に受診することができないこととなったときは、災害、事故その他のやむを得ない事情がある場合を除き、速やかにその旨を連絡しなければならない。

(必要書類の送付)

第 40 条の 4 健診センター長は、健康診断等の受診の予約を受けたときは、あらかじめ健康診断等の受診に係る案内、問診票、検体容器等を受診者（健康診断等の受診の予約をした者から指定があったときは、その指定された者）に送付するものとする。ただし、受診者が健診センターで直接受領することを希望するときは、この限りでない。

(受診の手続)

第 40 条の 5 健康診断等を受診しようとする者は、次に掲げる事由のため、その受診の際、マイナンバーカード（健康保険証の利用登録がされたものに限る。）又は資格確認書を受付職員に提示しなければならない。

- (1) その者が受診者本人であることを確認するため
- (2) 健診料金の全部又は一部を受診者以外の者が負担することとなっている場合は、その資格を有していることを確認するため
- (3) 医療保険が適用となる検査又は治療が必要となる場合に備えるため

2 前項に定めるもののほか、健康診断等を受診しようとする者は、次に掲げる書類等を健診センターに提出しなければならない。

- (1) 受診券又は利用承認証（契約に基づき、受診の際に受診券又は利用承認証を提出する必要がある場合に限る。）
- (2) 尿検査、便潜血検査又は喀痰細胞診検査を受ける場合は、当該検査に係る検体を入れた検体容器
- (3) 当該健康診断等に係る問診票及び同意書
- (4) その他健診センター長が必要と認めるもの

(検査の未実施)

第 40 条の 6 健康診断等の検査項目に係る検査は、医師の指示又は受診者の事情による場合を除き、未実施とすることはできない。

(検査の後日実施)

第 40 条の 7 健康診断等の検査項目及びオプション項目のうち健診センター長が指定するものに係る検査は、受診者の体調不良その他のやむを得ない事由がある場合限り、後日に実施することができる。ただし、健診センター長が定める期限を超えてこれを実施してはならない。

(請求)

第 40 条の 8 健診料金は、次の各号に掲げる健診料金の区分に応じ、当該各号に定め

る日に請求するものとする。

(1) 受診者が負担すべき健診料金 当該健康診断等の受診日

(2) 受診者以外の者が負担すべき健診料金 原則として、受診日からその受診日の属する月の翌月 25 日（この日が休診日である場合は、この日後の休診日でない日）までのいずれかの日

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、受診者以外の者から一括請求の申出があった場合において、特に支障がないと認められるときは、当該年度に係る健診料金（当該申出をした者が負担すべき健診料金に限る。）を一括して請求することができる。

（支払）

第 40 条の 9 前条の規定により健診料金の請求を受けた者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日までに、これを支払わなければならない。

(1) 受診者 当該健康診断等の受診日。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、健診センター長が定める日

(2) 受診者以外の者 当該請求のあった日の属する月の翌月の末日

2 前項に掲げる支払期日の属する月の翌月の末日までに健診料の支払がなかったときは、書面をもってこれを督促するものとする。

（本人への健診結果の通知等）

第 40 条の 10 健診センター長は、健康診断等（オプション項目があるときは、これを含む。）を実施したときは、遅滞なく、受診者にその結果（以下「健診結果」という。）を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、書面を郵送することにより行うものとする。ただし、受診者が健診センターで直接受領することを希望するときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、受診者以外の者がこれを受領しようとするときは、その受領の前に、委任状を健診センターに提出し、受診者から健診結果に係る書面を受領する権限の委任を受けたことの確認を受けなければならない。

4 前項に定める委任状の様式は、健診センター長が定める。

（使用者への健診結果一覧表の送付等）

第 40 条の 11 健診結果一覧表（法令で定める検査項目以外の項目に係る健診結果がある場合に限る。）の送付を受けようとする使用者は、第 39 条第 2 項の規定による予約の申込みの際、その旨を申し出なければならない。この場合において、当該使用者は、あらかじめその従業員等から健診結果を閲覧することにつき同意を得ておくものとする。

2 前項の規定による申出があったときは、第 40 条の 8 の規定による請求の際に、その従業員等の健診結果一覧表を当該使用者に送付するものとする。

（特例）

第 40 条の 12 第 37 条から前条までの規定にかかわらず、契約においてこれらの規定

の全部又は一部と異なる取扱いを定めたときは、その限りにおいて、これらの規定を適用しないものとする。

(受診者の義務)

第 40 条の 13 受診者は、この章に定める他の規定を遵守するほか、検査着への着替え、検査室への移動その他の健診センターにおける業務を円滑に遂行するために職員が行う指示に従わなければならない。

(その他)

第 40 条の 14 この章に定めるもののほか、健診センターの運営に関し必要な事項は、マニュアルで定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 35 条関係）

検査項目	検査内容	人間ドック	脳ドック
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲	○	○
血圧測定	2 回法	○	○
眼科検査	視力検査・眼圧測定・眼底検査	○	○
聴力検査	オーディオメーター	○	○
肺機能検査	肺活量等測定	○	
尿検査	蛋白・潜血・ウロビリノーゲン	○	○
	尿沈渣	○	
便検査	免疫便潜血反応（2 日法）	○	
血液学検査	白血球数・赤血球数・血色素量	○	○
	ヘマトクリット・血小板数	○	○
	血液像	○	
	MCV・MCH・MCHC	○	○
腎機能検査	クレアチニン・尿素窒素・eGFR	○	○
脂質検査	総コレステロール・中性脂肪	○	○
	HDL-コレステロール	○	○
	LDL-コレステロール	○	○
肝機能検査	GOT・GPT・ γ -GTP	○	○
	ALP	○	
	総蛋白・A/G比・アルブミン	○	○
	総ビリルビン・LDH	○	
	HBs 抗原・HCV 抗体	○	
膵機能検査	血清アミラーゼ	○	
尿酸	尿酸	○	○
糖代謝	空腹時血糖・尿糖・HbA1c	○	○
血清学検査	TPHA・RPR	○	
	CRP	○	
X線検査	胸部X線（直接）	○	○
	胃部X線（直接）	○	
頭部検査	MRI・MRA		○
超音波検査	腹部（肝・胆・膵・腎・脾臓）	○	
動脈硬化検査	頸部血管エコー・血圧脈波検査		○
心電図検査	12 誘導	○	○

備考

- 1 X線検査（胃部X線）は、内視鏡検査に代えることができる。
- 2 人間ドック及び脳ドックには、この表に定める検査のほか、医師診察並びに既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状並びに特定健康診査に係る問診（厚生労働省が標準的な健診・保健指導プログラムの標準的な質問票において示す質問項目に係るものをいう。）を含むものとする。

別表第2（第35条関係）

オプション項目		雇用時の健康診断	定期健康診断	生活習慣病予防健診	人間ドック	脳ドック	特定健康診査
胃がん検診	胃透視検査	○	○	胃透視検査又は胃内視鏡検査を選択		○	○
	胃内視鏡検査	○	○			○	○
ピロリ菌検診	A B C 検診	○	○	○	○	○	○
	血中抗体検査	○	○	○	○	○	○
	便中抗原検査	○	○	○	○	○	○
腹部超音波検査		○	○	○	—	○	○
頸動脈・甲状腺超音波検査		○	○	○	○	○	○
脳ドックオプション	眼圧測定・眼底検査	○	○	○	○	—	○
	M R I 検査						
	M R A 検査						
	動脈硬化検査						
眼圧測定・眼底検査		○	○	○	—	—	○
動脈硬化検査		○	○	○	○	—	○
胸部C T		○	○	○	○	○	○
喀痰細胞診検査		○	○	○	○	○	○
内臓脂肪測定		○	○	○	○	○	○
体液量等測定		○	○	○	○	○	○
骨密度検査	前腕骨	○	○	○	○	○	○
	腰椎及び大腿骨	○	○	○	○	○	○
H b A 1 c 検査		○	○	—	—	—	○
甲状腺機能検査		○	○	○	○	○	○

大腸がん検査		○	○	－	－	○	○
前立腺がん検査		○	○	○	○	○	○
腫瘍マーカー	C E A	○	○	○	○	○	○
	A F P						
	C A 19－ 9						
	S C C						
	P I V K A Ⅱ						
便細菌検査		○	○	○	○	○	○
血液型診断		○	○	○	○	○	○
アレルギー検査	36 種類	○	○	○	○	○	○
	食物 8 種類	○	○	○	○	○	○
	花粉等 5 種類	○	○	○	○	○	○
	屋内環境 5 種類	○	○	○	○	○	○
	スギ	○	○	○	○	○	○
肝炎ウイルス検査	H B s 抗原	○	○	○ H C V 抗 体の み	－	○	○
	H C V 抗体						
	H B s 抗体	○	○	○	○	○	○
	H B e 抗原	○	○	○	○	○	○
	H B e 抗体	○	○	○	○	○	○
梅毒定性		○	○	○	－	○	○
抗体価検査	水痘抗体	○	○	○	○	○	○
	麻疹抗体	○	○	○	○	○	○
	風しん抗体	○	○	○	○	○	○
	ムンプス抗体	○	○	○	○	○	○
	抗 C C P 抗体	○	○	○	○	○	○
T－ s p o t		○	○	○	○	○	○
プラス健診	眼底検査	○	○	○	－	○	○
	肺機能検査						
	腹部超音波検査						
	尿沈渣						
	血液像						
	総蛋白、アルブミン						

	総ビリルビン・LDH						
	血清アミラーゼ						
子宮がん検診	頸部	○	○	○	○	○	○
	頸体部	○	○	○	○	○	○
乳がん検診	乳房X線検査1方向	○	○	○	○	○	○
	乳房X線検査2方向	○	○	○	○	○	○
	乳腺超音波検査	○	○	○	○	○	○
更年期障害チェック		○	○	○	○	○	○

備考 この表において「－」は当該健康診断等に含まれている場合をいう。